

別記4（ミラノ国際博覧会政府出展事業）

第1 事業実施主体

1 農林漁業者の組織する団体、食品加工業者の組織する団体、一般社団法人、一般財団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例民法法人、独立行政法人、民間事業者、その他機構が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）とする。

2 特認団体の要件等

特認団体は、次の要件を全て満たす団体とする。

- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。
- (4) 各年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第2 事業の内容等

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

国際博覧会条約に基づき開催されるミラノ国際博覧会において、我が国の農業と食品産業の健全な発展のため、我が国の官民による食に関する取組状況等を広く出展、公開するための基本構想（日本出展の方向性への提言）を策定する。

なお、事業の実施に当たっては、ミラノ国際博覧会の幹事省である経済産業省及び農林水産省並びに参加機関である独立行政法人日本貿易振興機構と連携して実施する。

(1) プロデューサー（調査員）会議

基本構想を策定するために必要な基礎調査の内容について検討を行う。

(2) 海外現地事情の調査、取組状況の調査研究

以下の内容の基礎調査を実施する

① イタリア及び周辺諸国に対する調査

日本の文化や食文化、日本食等に対する意識調査など

② 国際博覧会に関する有識者に対する調査

日本食文化に関する技術等の魅力的で効果的な発信方法など

(3) 基本構想（日本出展の方向性への提言）の取りまとめ・作成

プロデューサー（調査員）会議において基本構想（日本出展の方向性への提言）を取りまとめる。

第3 補助対象経費

本事業で補助の対象とする経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

旅費、謝金、賃金、役務費、資料作成費、消耗品費、会議費、使用料及び賃借料、通信運搬費等

第4 成果目標

ミラノ国際博覧会における日本館来場者数の割合が、上海国際博覧会（7.4%）を上回る10%以上となることに資すること。

第5 採択基準等

1 本事業の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

2 事業実施主体は、事業遂行に当たり、特殊な知識等を必要とする場合は、その事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託することができる。

なお、委託先を選定する場合は、原則として競争に付することとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

第6 公募手続及び事業実施計画の承認手続

1 公募手続及び事業実施計画の承認手続

- (1) 応募団体等は、公募の実施期間中、機構会長に応募申請を行うものとする。
- (2) 機構会長は、応募団体から提出のあった申請書類を確認し、応募要件等を満たしている場合に限り、申請書類を業務規程第5に基づく審査委員会において審査を行い、事業実施候補者を選定し、通知するものとする。
- (3) 事業実施候補者となった者は、助成金交付申請書（業務規程別記様式第1号）、実施計画書、経費内訳書を機構会長に提出するものとする。
- (4) 機構会長は、事業実施候補者より提出のあった申請書類を確認し、要件を満たしている場合に限り、応募団体からの申請書類を農林水産省食料産業局長に協議し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。事業実施計画の当該重要な変更又は中止若しくは廃止の承認申請については、業務規程第8の規定に基づく助成金変更承認申請書（業務規程別記様式第2号）の提出をもって、これに代えることができる。

- (1) 総事業費の30%を超える増
- (2) 総事業費又は国庫補助金の総額の30%を超える減

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業終了後速やかに事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業の一環として作成した報告書を添付の上、事業承認者に提出するものとする。

第8 報告又は指導

機構は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。